

○江東区学校用務補助職員会計年度任用職員設置要綱

令和2年6月15日

2江教庶第857号

改正 令和4年9月30日4江教庶第1408号

(目的)

第1条 この要綱は、江東区会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年3月江東区規則第2号）に基づき、職名を江東区学校用務補助職員（以下「学校用務補助職員」という。）とする会計年度任用職員の職の設置及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 学校用務補助職員は、配属された江東区立小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園（以下「配属校」という。）において、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 学校施設及び設備の維持管理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、運営上必要な業務に関すること。

(任用)

第3条 学校用務補助職員は、その職務の遂行に必要な能力を有する者のうちから、選考の上、区長が任用する。

- 2 任用にあたっての選考の方法は、面接評定によることとする。ただし、公募によらない再度任用に当たっての選考の方法は、人事評価によるものとする。

(任期)

第4条 学校用務補助職員の任用及び任期の更新に当たり、教育委員会事務局庶務課長（以下「課長」という。）は、当該会計年度任用職員の職務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとする。

(分限)

第5条 学校用務補助職員に対する分限は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び江東区職員の分限に関する条例（昭和30年4月江東区条例第4号）の定めるところによる。

(懲戒処分)

第6条 学校用務補助職員に対する懲戒処分は、地方公務員法及び江東区職員の懲戒に関する条例（昭和30年4月江東区条例第5号）の定めるところによる。

（服務）

第7条 学校用務補助職員の服務は、江東区職員服務規程（令和2年3月江東区訓令甲第1号）の定めるところによる。

（勤務時間等）

第8条 学校用務補助職員の勤務日数及び勤務日の割り振りは、課長が別に定める。

2 勤務時間は、配属校における正規職員の正規の勤務時間内で課長が別に定める。

3 課長は、翌月の勤務日及び勤務時間を前月の末日までに定めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、学校用務補助職員の勤務時間等に関することは、江東区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年3月江東区規則第3号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）の定めるところによる。

（休暇等）

第9条 学校用務補助職員の休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

（職務に専念する義務の免除）

第10条 学校用務補助職員における職務に専念する義務の免除は、江東区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和30年江東区条例第6号）、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号）等の定めるところによる。

（給与及び費用弁償）

第11条 学校用務補助職員の給与及び費用弁償は、江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月江東区条例第29号）及び江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年3月江東区規則第4号）の定めるところによる。

（公務災害補償等）

第 12 条 学校用務補助職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 43 年 4 月特別区人事・厚生事務組合条例第 8 号）及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の定めるところによる。

（社会保険等）

第 13 条 学校用務補助職員に対する社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の定めるところによる。

（研修）

第 14 条 学校用務補助職員に対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

（健康診断）

第 15 条 学校用務補助職員の健康診断については、第 13 条の社会保険等に加する者に対し実施するものとする。

（被服）

第 16 条 学校用務補助職員の職務遂行上必要な被服については、職務実態に応じて措置する。

（人事評価）

第 17 条 学校用務補助職員の人事評価については、江東区職員人事評価規程（平成 14 年 4 月江東区訓令甲第 19 号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。